

淡路市ツーリズムバス助成事業実施要項

1 目的

市内に豊富に存在する、多様な特色ある地域資源を活かして、学習・体験・交流などのツーリズム活動を目的とした市外からの観光客誘致の促進を図り、観光振興及び地域活性化を図る。

2 事業内容

(1) 概要

市内のツーリズム資源である施設における見学、体験、参加などを目的とした借上げバスによる淡路市外からの団体旅行を支援する。

(2) 事業主体

淡路市

(3) 対象経費

淡路市外からのツーリストが市内のツーリズム施設を2か所以上（別表（A）の施設は必ず1か所以上）訪問する際に利用するバス借上げ料金（消費税、通行料、駐車料及びガイド料等を除く）。

(4) 助成額

バス1台あたりの助成額は、下記のとおり定額とする。

バス種類	助成額
大型（約12m）・中型（約9m）	60,000円
小型（約7m）・マイクロバス（約7m） ・ミニバス（約5m）	30,000円

※宿泊、日帰り旅行は問わない。

※有料道路料金で区別する。

(5) 補助事業の対象旅行期間及び募集期間

対象旅行期間：令和2年11月7日～令和3年12月31日

募集期間：令和3年12月24日まで随時募集。

※ただし、募集期間内において予算枠に達し次第終了とする。

3 実施要件等

(1) 利用対象者

新型コロナウイルス感染症対策を行い、借上げバスを利用した淡路市外（海外を含む）からの団体旅行者（10人以上）を対象とする。

ただし、以下は対象外とする。

- ①行政機関の主催行事や助成行事
- ②政治目的又は宗教目的の旅行
- ③他のバス料金助成制度の承認を受けた旅行

(2) 対象施設等

淡路市内での食事（弁当を含む）が手配された行程であること。（自由食は不可）
別表（A）～（B）の対象施設等を2ヶ所以上訪問すること。

(3) 使用車両

民間（市町等の交通局を含む。）貸切りバス。レンタカーも含む。

4 申込手続等

(1) 利用申込み

「淡路市ツーリズムバス」の利用を希望する一般観光客又は旅行者・バス事業者（以下「団体等」という。）は、受付期間内に「淡路市ツーリズムバス利用申込書（承認書）」（様式1-1）及び誓約書（様式1-2）を、淡路市に申し込むものとする。

なお、募集・受付方法については、別に定める。

(2) 利用の承認

淡路市は、適切な利用申込があったときは、申込内容を審査の上、予算額の範囲内において事業の利用を承認し、「淡路市ツーリズムバス利用申込書（承認書）」（様式1-1）に押印の上、利用申込み団体等に通知する。

(3) 実績報告及び請求

利用承認された団体等が「淡路市ツーリズムバス」を実施した場合は、原則として旅行実施後、速やかに、「淡路市ツーリズムバス利用実績報告書」（様式2-1又は様式2-2）及び「淡路市ツーリズムバス助成金支給申請書」（様式3）を淡路市に提出するものとする。

(4) 支払い

淡路市は、実績報告書及び助成金支給申請書その他の付属書類を受理し、事業が適正に実施されたと認めるときは、支払いを行う。

(5) 交付の取消し及び返還

補助金の交付決定後又は確定後において、申請又は報告の内容に虚偽が認められたときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。また、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

5 その他

その他事業実施に必要なことは別に定める。